

特定技術基準対象施設

背景

我が国では、高度経済成長期に集中的に整備された社会資本が今後急速に老朽化することが見込まれている。このため、既存の社会基盤を適切かつ確実に維持管理・更新することが喫緊の課題となっている。港湾の施設に関しては、基幹的な役割を果たす係留施設が、建設後50年以上のものが、平成25年では約8%であるが、平成45年には約58%に急増する見込みである（国土交通省港湾局調べ）。

また、東日本大震災では、港湾において、老朽化した護岸等が地震により倒壊し、船舶の航行に支障が生じた。このことから、災害時における船舶交通の確保の観点からも、港湾の施設の適切な維持管理の必要性が再確認された。

これらを受け、「港湾法の一部を改正する法律」が施行（平成26年6月1日）され、「特定技術基準対象施設」を管理する民間事業者等に対し、港湾管理者が維持管理の状況等について、報告の徴収、立入検査を行い、必要に応じて勧告・命令の措置を講じる制度が創設された。今回は、本制度における「特定技術基準対象施設」の定義と考え方を説明する。

特定技術基準対象施設の考え方

(1) 港湾法における定義

平成26年6月1日に施行された改正港湾法にて、特定技術基準対象施設とは、「技術基準対象施設であって、外郭施設その他の非常災害時により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれがあるものとして国土交通省令で定めるもの（港湾法第56条の2の21）」と定義されている。対象の省令については後述する。港湾法で定義されているとおり、特定技術基準対象施設の位置づけの目的は、非常災害時においても、施設の倒壊により船舶の航行に支障が生じることを防ぐことである（図1）。

緊急物資の輸送拠点

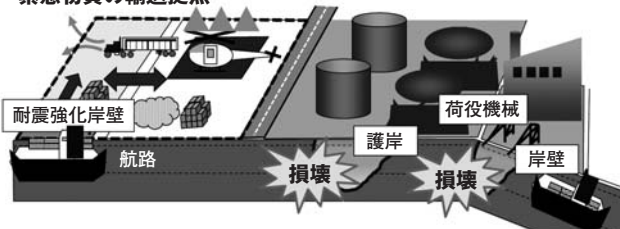


図1 護岸等の倒壊による船舶交通への支障

(2) 港湾法施行規則における定義

平成26年6月1日に施行された改正港湾法施行規則にて、特定技術基準対象施設について、以下の通り定義

されている。「法第56条の2の21第1項の国土交通省令で定める技術基準対象施設は、港湾区域及び港湾区域外20メートル以内の存する次に掲げるものとする。1 外郭施設、2 係留施設、3 橋梁並びにトンネル構造を有する道路、鉄道及び軌道、4 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械（第28条の22）」

前述の通り、特定技術基準対象施設の目的は、非常時においても船舶の施設の倒壊により船舶の航行に支障が生じることを防ぐことである。そのため、特定技術基準対象施設は、港湾内の水域（港湾区域）及び水際線近傍一定距離の陸域（港湾区域から20m）に存する施設と定義されている。

また、施設が損壊しても船舶の交通に影響が軽微である施設（平面的な構造物）や、影響が一時的なもの（撤去が容易なもの）については、対象外と考え、特定技術基準対象施設は、外郭施設、係留施設、橋梁及びトンネル、固定式及び軌道走行式荷役機械、廃棄物埋立護岸としている。

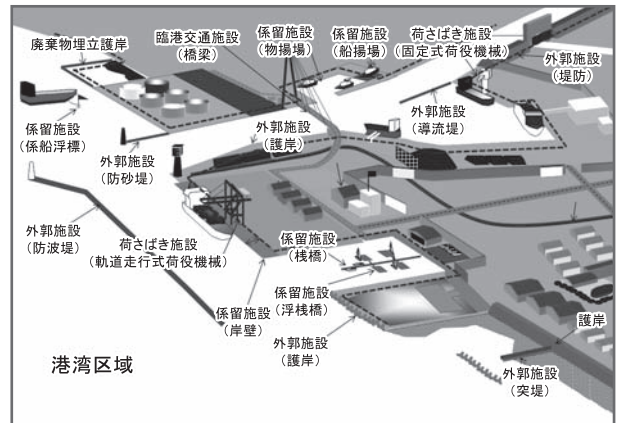


図2 特定技術基準対象施設（陸域においては、破線よりも海側の施設が対象）

おわりに

本制度の施行にあたり、国土交通省港湾局では、平成26年、「特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン」を作成した。本ガイドラインは、港湾管理者が、特定技術基準対象施設を管理する民間事業者等に対して、維持管理状況の報告の徴収や立入検査等を行う場合の参考資料として、手続き、方法等の考え方についてとりまとめている。この中では、立入検査等に関する基本的事項について述べており、実務を通じて得られる知見については、定期的に反映していく予定である。本ガイドラインが報告の徴収等の手続きを実施する際に活用され、一層の適切な維持管理推進の一助となれば幸甚である。